

「必要な事?!」

東包印刷(株) 代表取締役
関東グラビア協同組合 副理事長 / 全国グラビア協同組合連合会 副理事長

安永研二



はじめに

新型コロナウイルス感染症が発生してから早や2年余りが経つ。当初は、「風邪の一種、インフルエンザの親戚みたいなもの？」等々様々な憶測が流れたが、公式なものとしては、WHOが2020年1月10日に次のようなコメントを出している。

「2019年12月31日、中国湖北省武漢市で原因不明の肺炎の集団発生が報告されました。1月9日、中国当局は、このウイルス性肺炎の原因が、新しいタイプのコロナウイルスであると最初に同定され、既知の他のヒトウイルスとは異なるものであった事をメディアで報告しました。コロナウイルス科のウイルスは、一般的な風邪から中東呼吸器症候群（MERS）や重症急性呼吸器症候群（SARS）にわたる疾患を起こしうる呼吸器ウイルスの大きなファミリーです。

この集団発生で報告された患者の臨床徴候と症状は主に発熱であり、少数の患者では呼吸困難があり胸部レントゲン写真において両側の肺浸潤影を示しています。」

以下長文にて省略

はじめはこのようなコメントしかなく、我が国においても、最初の段階でこの2年余りの困窮を予測する事は困難ではあったと思うが、同年2月1日発表された大型クルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」の事件発覚から一変する。乗員乗客3713人中確定症例712例、少なくとも14人の死亡が確認（後の4月15日現在）され、感染力が高く、死に至らしめる重い感染症と云うレッテルが貼られた訳である。

その後の感染拡大第1波から第5波による緊急事態宣言、医療逼迫、移動を含む生活制限、飲食店等営業停止及び時短制限、ワクチン接種・副反応等々、筆者が偉そうに語る必要が無い位に経済活動を含め、「いわゆる普通の生活がし辛い」と云う事態になった事は言うまでもない。

※現在はオミクロン株による第6波としている。

ちなみに、その後の変異株については、 α （アルファ）からO（オミクロン）（2021年12月現在）に変わり、都度、「感染力」「重症化率」「致死率」等メディア発表があるたびに一喜一憂してきた事をご承知の通りである。

※続きは4ページ目へ

「三密を避ける」「マスクをする」「手洗い・うがいをする」など、これまで衛生意識の高かった日本人でもこれらを徹底する生活を余儀なくされた事実は、コロナ禍以降の新しい習慣として取り入れられた事でもあるが、その中でも、「不要不急」「エッセンシャルワーカー」等「必要な事(物)」に関する言葉が多くの場合で登場してきたのも、これまた事実である。

前置きが長くなり、また今回は、非常に漠然とした「表題」で恐縮ではあるが、「必要な事?!」について取り上げ、関連する事・物、更には「環境問題と経済活動」等含め考察していきたい。

目的と目標

「環境問題」と「生活・活動」と云う課題では、現在広く知られ、企業活動の一環としても取り入れられているものとしてSDGsがある。

「持続可能な開発目標」と解されるSDGsは、17の大きな目標とそれらを達成する為の具体的な169のターゲット(標的)で構成されている。内容的には申し分なく素晴らしいものではあるが、よく見ると「何の為にそれがあるのか」が抜けている。つまり目的が書かれていないサイトが非常に多いのだ。まずは、「目的と目標に」についてお話しする必要がある。

●目的=ゴール

目的の意味は「成し遂げようと目指す事柄、行為の目指すところ、意図する事柄」とされ、山登りで云えば山頂(最終到達点)と云う事になり、ある意味漠然とはしている。

●目標=目的までの指標

目標の意味は「目的を達成する為に設けた目当て」とされ、目的が抽象的であるのに対し、目標は目的達成のための手段・時間配分等が具体的に示される必要がある。

例えば、「企業として利益を上げる」と云う漠然としたビジョンが目的である場合、それを達成する為の手段として、「年間予算を立て、実行し、検証して、修正し、また実行する」等が目標となる。従って、目的と目標は一体として考える必要があるのだ。

さて、SDGsにこれを当てはめるとどうなるのか。「持続可能な開発目標」はその名の通り目標と書かれている。つまり何の為にそれをする「必要」があるのかが無ければ意味がないのだ。実際には、「地球上にいる人類を一人残らず未来に連れていく」がSDGsの目的である。従って、「貧困・飢餓、不平等の改善、教育・環境も大事、責任と良好なパートナーシップの構築」等が必要になる。これを踏まえ改めて17のゴールと169のターゲットを見て頂きたいのだ。

筆者としてはゴール12の「作る責任、使う責任」については、一言申し上げたい。今、世界を席卷しているプラットフォームを含む大手販売者には、「売る責任」をもっ

と感じて頂きたいし、企業活動としても良好なパートナーシップの構築を考慮すべきだ。マネージャーも同意とみてよいだろう。自分や一企業にとってのみ有意義であったり、コマーシャルに使う為に良いところ取りをしてしまったりしているようでは本来の目的を果たす事にはならない。いわゆる「サプライチェーン」の新たなスタイルの構築が必要となり、それができなければ、SDGsの本来の目的を達成出来得る事などないはずだ。

表裏一体

物事には常に「表」と「裏」がある。更には、「長所」と「欠点」もある。そもそも人間が関わった事（モノ）で、果たして100点満点や0点のモノが過去に存在したのかについては甚だ疑問である。

例えば、このコロナ禍における「ワクチン」や、今後続々と承認されるであろう治療薬を思い浮かべてほしい。万人に効く「ワクチン」や「治療薬」はあり得ないのだ。更に、「副反応」や「副作用」のようなものに関しては、今までの治療薬等をお使いになった方達は少なからず経験しているはずである。では、それが嫌だから全く使用してはいけないのかと云えばウソになる。どうやったらワクチン等そのものを受け付ける事が出来ない方達を含め、いわゆる弱者に対する配慮をした上で、出来得る限り多くの方達に接種して頂く事を考慮する必要があるからだ。

また、文明の力に関しても考え方や使い方を含めもっと考慮する必要がある。筆者は、矛盾しているかもしれないが、「便利なものはある意味不便である」と考えている。それどころか昨今のコンピューター犯罪（詐欺）等を見ていると、果たして本当にそれが「必要不可欠」であるのか疑問に思う事もある。大手都銀のシステム故障等も典型例ではないだろうか。当然情報漏洩等セキュリティは万全でなければならない。日本のように完成度要求が高い国は、いつの間にかセキュリティの為にセキュリティが必要になり、システム自体が複雑になり過ぎてしまい、末端の回路に若干の不具合が生じただけでシステムダウンしてしまう。鉄道会社の相互乗り入れなどもそうだ。確かに今まで行けなかった場所に一発で行ける便利さはある、しかし、何処か遠くの乗り入れをしている駅でトラブルが起きただけでも、全線に渡り「運転見合わせ」が起きる。自動車だけを取ってみても、停止している状態で、片手で軽々とハンドルを操作できる「パワーステアリング」や「パワーウィンドウ」等は確かに便利ではある。真に今となっては「必要不可欠」ではある。しかし、もし不具合が起きれば、ハンドルが重くても、窓を手で開けなければならないとしても使用は可能なのだ。

ところで、この原稿を書いている最中にとんでもないニュースが飛び込んできた。「5Gの影響でANAとJALが米国便を一部欠航に、高度計と電波干渉の恐れ」と云う記事だ。内容的には、「全日空ANAと日本航空JALは、1月19日から、ボーイング777型機での運航を予定していた米国便の一部を欠航する。米国の携帯キャリアが同日から全面開始予定だった5Gサービスの電波が、777型機の高度計に影響する可能性がある

とし、5Gのサービス拡大に関しては、空港周辺での導入を延期した。」と云うものだ。両者とも、最先端の技術を駆使して作られた「ハイテク製品」であり、究極の利便性も追求して創造された事は間違いない。どのような経緯でこうなってしまったのかは知る由も無いが、「便利なものはある意味不便である」どころか、解決できなければ、危険極まりないものでもあるのだ。

さて、我々が軟包装を同じ視点で見よう。筆者ごときが申し上げるまでも無く、軟包装は金属箔や紙等との複合はあるものの、おおむね原材料であるフィルムも、インキ・接着剤もプラスチックである。環境問題の一つでもあるプラスチック資源循環や海洋プラスチック汚染等の影響もあり、今や、「プラスチックは悪」と云うレッテルまで貼られつつある。しかしながら、元々プラスチックは環境問題に関しては、ある意味貢献者であり優等生でもあったのだ。何故なら、他の素材に比して比重が低いからだ。例えば、代表的な金属として鉄=7.85、銅=8.96、アルミ=2.71、ガラス=2.5、プラスチックは、ポリエチレン=0.9~0.96、ポリプロピレン=0.9~0.91、ナイロン=1.15、比較的比重が高いとされているポリエステルでも1.4と云った具合（種類・比重測定条件により数値が変わるのであくまでも参考値とする）に、プラスチックは他の素材と比べ軽いのだ。鮮度保持（食品等中身に直接触れる＝最内装）・物流機能等を有している素材としては、最も軽い素材として、輸送時・倉庫・店舗等での作業に関して、取り扱いし易い事も含め省エネルギーに貢献してきたと云う事は言うまでも無い。

※紙の比重は、主だった素材の中でも低く、だいたい0.6~1.3（空気を含んでいる場合はもっと低いとされている）位であるが、単体での、特に鮮度保持機能を有しているものは汎用品としては無く、その機能を持たせる場合には、プラスチック等他の素材をラミネートするかコーティングする事が多い為、食品等に直に触れる最内装としては除外した。

ところが、軽いのが故に、例えば、軟包装でラミネート素材として使用されている金属としては軽いアルミと比べても、体積で考えれば、ナイロン・ポリエステルで2~2倍強、ポリプロピレンに至っては3倍になるのだ。目立つはずだ。比重と云う指標だけで環境問題を語る事は出来ないが、「カメの鼻にストローが刺さっている画像」だけで良からぬ印象を与えてしまう昨今の状況を考慮すれば、環境問題を避けて通る事など到底できないばかりか、しっかりとした対応が必要になる事は明白である。つまり、長所と欠点は紙一重、真に表裏一体と考えなければならない。素晴らしい機能を持つ「必要不可欠」な素材であるのにも関わらず、「何もアピールしない」「言い訳がましい事だけを伝える」では、何も解決しないだろう。

〇〇主義

昨年は大きな国家的政治イベントがあった。衆議院選挙である。予めお断りしておくが、筆者はイデオロギーについて語るつもりは全くないどころか、それを語る資格など有しているはずもない。しかしながら、各党の名称や、メディアの論評の中には

必ずと言って良い程、〇〇主義と云う言葉が出てくる事も確かだ。ここでは、それぞれの定義と、そこに至った経緯と云った事を紹介してみたい。

◆資本主義

封建制度（中世社会の基本的な支配形態を言い、国王・領主・家臣と云った主従関係に基づき行われる統治制度。また、領主が生産者である農民を身分的に支配する社会経済制度）に次いで現れ、産業革命によって確立された経済体制。資本家が労働者から労働力を商品として買い、それを上回る価値を持つ商品を生産して利潤を得る経済構造を言う。何やら難しい定義になっているが、簡単に言えば「個人が商売と云う形で自由に競争し、お金儲けができる経済構造」と考えた方が解りやすいかもしれない。日本に限らず、アメリカ・ヨーロッパ等の先進国の殆どがこの資本主義と云うシステムで経済を回している。特徴（欠点）とすると、勝ち負けを含み貧富の差が出やすいと云うところか。その為と云う事も含め、国民一人一人に言論・職業選択の自由等、様々な自由が担保されている「民主主義」を併用している国が多いのも特徴の一つであろう。

◆社会主義

資本主義の特徴（欠点）である貧富の差を是正し、人々が平等に暮らしていける社会を築こうとする考え方が社会主義である。従って、資本主義における資本家の代わりに、国が国民の給料や財産を管理して、平等を実現しようとするシステムである為、大きな貧富の差は出ないとされているが、一方で「努力しても報われない」と云う思考から、経済が滞りやすいのが特徴（欠点）だ。キューバ・ラオス・ベトナム等がこれに該当するとされ、中国は「政治は社会主義、経済は資本主義」と云う考え方？に則って国を動かしている故、微妙な立ち位置とされている。

◆共産主義

社会主義を更に発展させた考え方で、国や国民と云った序列も無く、金銭面も含め全てが横並びの社会を形成する事と云う「究極の平等」を目指したシステムとされている。従って、この考え方を採用し、実行できた国は、古今東西ただの1カ国も現れていないのが現実だ。

本巻頭言が掲載されるであろう GP JAPAN 2月号には、昨年末の12月27日に内閣官房から発表された「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした「新しい資本主義」を実現する為の一つの目標として、

◆「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」

※関連省庁等……内閣官房、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、公正取引委員会（発表順）

◆「中小企業の転嫁円滑化への配慮に関する事業者団体に対する要望」

※経済産業省

の詳細資料が掲載されているはずだ。「パートナーシップ」「サプライチェーン全体での付加価値の向上」等、中小企業やインフラを支えている事業の意見が反映され、従来のモノよりも、より発展的、かつ具体的になっており、今回の価格修正等にも使える内容となっている。是非とも、大いに活用し結果を求めていきたいものだ。

まずは、皆さんお一人お一人で、よく読んで頂きたい。中には難しいと思うような内容もあるかとは思いますが、こう云った内容のものを、セミナー等で人から聞いただけでは、右の耳から左の耳に抜けてしまう可能性もあるからだ。その上で、全国グラビアの事務局にご質問なり頂ければ、今回のこの資料の「必要性」がより理解できるはずである。

ちなみに、「新しい資本主義」の骨子となる「成長と分配の好循環」とは、

- 成長……成長により、原資を稼ぎ出す（企業収益増、歳入増）ことで、分配が可能に
- 分配……分配により、需要が増加（消費・投資）するとともに、成長力が強化されることで次なる成長へ
- 官民が協力し「成長」「分配」を実現

とし、それをPDCAサイクルのように循環し達成するとしている。

筆者の脆弱な脳みそで考えてみると、従来存在する資本主義の発展形と、その特徴（欠点）である貧富の差を補う為に、社会主義的な要素＝「分配」を融合する事が「必要不可欠」と云うコンセプトに見えるのだが、果たして皆さんはどう思われるのだろうか……。

「不要不急」と「エッセンシャルワーカー」

このコロナ禍に於いて、よく聞かれるようになった言葉に、「不要不急」と「エッセンシャルワーカー」がある。どちらも、「必要（性）」について、語られているものである事は疑う余地も無い。では、実際にどのような定義があり、具体的には何を指示しているのだろうか。

◆不要不急

不要不急とは、『広辞苑』によれば「どうしても必要と云う訳でもなく、急いである必要もない事」と解され、行政から国民に対して行動の自粛を要請する場合によく使われる、とされている。

今般の新型コロナウイルス感染症に関しても、当初から「不要不急」の外出を控えるようにと連日報道され、「不要不急」の判断基準(?)は、外出に限らず会議、講演会等、あるいは、文化・スポーツ等のイベントまで幅広く適用(精神的なものも含め?)された。

確かに、定義的な事は何となく解るような気はするが、例えば、本人は必要と感じている個人的な趣味やスポーツと云ったものは他人からすれば全く「不要不急」であり、更に「不平等」「不公平」等、場合によっては個人の精神的なところまで踏み込んでしまえば、多分收拾はつかないだろう。

新型コロナウイルス感染症に対応する為と云う観点で考えれば、「感染しない、させない」がポイントとなる事は明白であり、何故それが「必要不可欠」であるかと云えば、「未知、重症化・致死リスク、医療、経済問題」等々不確定要素満載で、それも各々が大きな意味を持ち、更に絡み合い、それこそ收拾不可能になってしまうからだ。

◆エッセンシャルワーカー

エッセンシャルワーカーとは、元々「エッセンシャル=本質的なさま、絶対必要なさま、不可欠」と「ワーカー=働く人、労働者」の造語ではあるが、既に「エッセンシャルワーカー」としての定義は当然ある。読んで字の如く、「必要不可欠な労働者」と云う事になるが、今般のコロナ禍により、よりクローズアップされた形で表現され、実際の意味(定義)からすると、「我々の日常生活を維持する為に不可欠な職業」を言い、「エッセンシャルワーカー」の言葉が表す通り、「景気などに左右される事なく、どんな状況であっても社会インフラ(基盤)上必要不可欠であり、今後も無くなる事のない職業」と解するのがベターなのだろう。

※調べたサイトにより表現方法等かなり違いがあった為ベターとした。

では、実際にはどのような職業を指すのか次に羅列してみよう。まずはコロナ禍もあり医療が一番先に来るようだ。加えて、〈介護・福祉〉、〈教育〉、〈生活インフラ〉、〈運輸(交通)・物流〉、〈小売・販売〉、〈金融(サイトによっては入っていない)〉、〈一次産業〉、〈冠婚葬祭(クラスター注意だが?)〉、〈メディア・マスコミ(煽り・誘導・ガセネタ・切り取り等注意)〉、〈メンテナンス・セキュリティ〉、〈公務員〉、〈サービス(宿泊・コインランドリー・銭湯等)〉等々となっている。

この中で、〈一次産業〉に注目してみると、一般的に知られている一次産業とは、「自然界に対して働きかけ、作物を作ったり、採取する産業」とされ、農業・林業・漁業がこれに該当しているが、「エッセンシャルワーカー」の類別としては、「農業・林業・漁業に関わる職種、飲食料品の輸入や製造、加工、流通などに関わる職種」となっており、二次、及び三次産業の一部の職種も該当するとしている。当然我がが軟包装は、当業界人としてはこれに含まれていると思っているだろう。しかしながら、一般市民の多くは、「ポリバケツ・ビニール袋」と云う感覚でしかなく、ましてや、業界人で

なければ「軟包装」と「レジ袋」との違いを明確に説明する事など出来ないだろう。「表裏一体」のところでも述べたが、我々はもっと軟包装（食品等に直に触れている最内装）の素晴らしさ、機能面・便利性等のすごさをアピール・ロビー活動等をしなければ、「エッセンシャルワーカー」の一員である事を世間はこれからも知らずにいるはずなのだ。だからこそ、2020年4月に、「食品産業」の一員として認めてほしい旨を行政に伝え、経済産業省から、「感染者が出て保健所の指示に従い操業して下さい」との心温まるコメントを頂けた事は大きかったのだ。

感染症について

2022年は、昨年に引き続き日本国の新型コロナの感染者は少ないのではないかと希望的観測があったが、1月1日の全国での感染者数が535人であったのにも関わらず、1月22日には何と約100倍に当たる54562人となり、1月21日より、「蔓延防止等重点措置」の適用を、「開始、終了」のタイミング等若干の温度差はあるようだが、2月20日まで34もの都道府県にて実施するようだ。（1月25日に決定）

感染者数が少ない間は、大人しくしていたマスクミがまた騒ぎ出し、それにSNS等が呼応して、毎日大騒ぎになっている事は皆さんもご存じの通りである。まあ、彼らのコメントが、誹謗中傷、煽り、誘導、ガセネタ、切り取り、根拠？等々と考えれば、話半分にしておいて、参考になる情報のみ取捨選択すれば良いし、「不要不急」コメントと思えば腹も立たない。

さて、「医療逼迫」「2類か5類か」「感染者の扱いと濃厚接触者の待機、それが及ぼす社会への影響」「3回目以降のワクチン接種」等々現状では問題が山積みだ。しかしながら、感染症の類型を含め解りやすい資料が意外に少ない事と、内容的に？と思われるようなものも多く、大半の方達は、何が正解なのか解りにくい状況にもなっているのではないだろうか。

そこで、比較的解りやすいものは無いだろうかと思し見つけたのが下の表である。

	外出の自粛要請	入院勧告措置	就業制限	無症状者への適用	診断時の届け出	入院対応の医療機関 ^{※①}	医療費の自己負担
新型インフルエンザ等感染症（新型コロナ）	●	●	●	●	● 直ちに	指定医療機関	無
1類 エボラ、バスタ等	×	●	●	●	● 直ちに	指定医療機関	無
2類 結核、SARS等	×	●	●	×	● 直ちに	指定医療機関	無
3類 コレラ、赤痢等	×	×	●	×	● 直ちに	一般の医療機関	有
4類 デング熱、狂犬病等	×	×	×	×	● 直ちに	一般の医療機関	有
5類 季節性インフルエンザ等	×	×	×	×	● 7日以内	一般の医療機関	有
指定感染症 (以前の新型コロナ) ^{※②}	1～3類に準じる 2類相当と云う表現を使う場合が多い						

※①国・都道府県は必要に応じて医療機関に病症確保などを依頼する事が可能

※②2021年2月13日に「新型コロナウィルス感染症」は、「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更

※③2022年1月14日、濃厚接触者の自宅待機期間を、感染者との最終接触日から14日間としていたものを10日間に短縮

筆者が調べただけでも、この手の資料はそれこそ数百はあるのではないかと思うが、そこそこ信頼性の高い資料と思われるものでも、未だに「新型コロナウイルス感染症」が「指定感染症」になっているものもあるのだ。(もし表が間違っているのであればご指摘願いたい)

まずは、この表をよく見て頂きたい。何と、致死率で新型コロナよりもはるかに高いとされている1類(エボラ出血熱等)は外出の自粛要請が無いのだ。

※当然、日本にこの恐ろしい感染症が入ってきてしまえば変わるだろうが……。

SNS等でご指摘なさっている方達の、2類相当から5類相当への変更についても、当然、「新型コロナ」が5類相当(季節性インフルエンザ等)になってしまえば、いわゆる行動制限もはるかに軽減されるし、一般の医療機関(民間)での受診も可能だ。ただし、2類相当の間は、殆どの「入院」「検査」「ワクチン・治療薬」と云った多額の費用が掛かるものでも国等が負担し、個人的な費用負担が無かったものが、もし、5類相当になって、様々なものが個人の費用負担(保険等含め)となったら、その時になって、「5類にしろ」と言って騒いでいた方達は、今度はどのような事を仰るのだろうか。やはり、この感染症はいまだに未知の事が多く有り、ウイルスとしては同じ意味を持つインフルエンザも終息ではなく、収束と云う扱いになっている事から、「ゼロコロナ」ではなく「ウイズコロナ」とする事がベターであり、「ワクチン」「治療薬」等も含め様々な課題が消化されるまでは、個々で出来得る「正しいマスクの着用」「三密を避ける」「手洗い・うがい等」を実施し、「感染しない・させない」を地道に行い、濃厚接触者の待機期間の短縮のように、各国の状況等を参考に、出来得る限り制限・制約を軽減できるよう、様々な検証や取り組みの消化具合を考慮しつつ改善していくのが必要な事ではないだろうか。当然、国会を筆頭に、経済をどう回していくのかについては並行して議論し、実施していかなければならない。

マスコミ・SNS等、現代は異常なほど情報が多い。如何に「正しい知識」を身に着ける事が大変、且つ大事な作業なのかは言うまでもない。更に、その「正しい知識」を使い、最先端技術や経験則も含めた「知恵」をどう生かすかが、如何に現代社会を過ごしていく時代に「必要な事」なのかを改めて考え、実行していく事が問われるのではないかと痛感させられるのだ。

ちなみに、「知識」と「知恵」は、前述で云うところの「表裏一体」ではない。

「知識」とは、ある物事について知っている事。また、その内容と解され、学習や実験、メディア等から得られた誰もが事実として共有できるデータの集合体としている。

「知恵」とは、物事の道理を判断し、適切に処理する能力を指し、「知識」や「経験」を必要な場面に応じて活用できる力で、「知識」よりも価値が高いものと云われる事もあるが、「知識」の無い「知恵」は役に立たず、多くの情報から必要な知識を得るには、取捨選択する「知恵」が必要になる為、どちらに価値があると云うものではない、つまり、本当の意味で「知識と知恵は一体=セット」と云う解釈をすべきなので

はないだろうか。

終わりに

相変わらずの長駄文で本当に申し訳なく思っている。ここまで読んでくださった心の広い方達には心から感謝を申し上げる。

筆者がこの長駄文で申し上げたかった事は、今回のテーマでもある「必要な事?!」の意味・意義・内容等の理解と、今後の行動・活動へどう繋げるのかと云ったところではあるが、「**目的**」のところでもお話ししたように、「必要な事?!」自体が曖昧表現である事は間違いない。しかしながら、今回取り上げた各項目もその背景を含め、「必要性」を感じ、変化をもたらさなければならぬからこそ「人」が考え、議論し、実施し、改善等してきた事に他ならない。また、「**表裏一体**」のところでも述べたように、「便利なものを不便にしない」為の知識や知恵が必要となるし、「**エッセンシャルワーカー**」のように、本来「必要不可欠」な人達に対し、価値に匹敵する対価が伴っていなければ、「**逼迫**」では済まされない。資本主義についても、当然、国も企業も利益体質でなければ意味をなさないだろう。

ちなみに、利益を語る上で比較的解りやすい指標として「**限界利益**」と云う見方がある。よくご存じの方には「**釈迦に説法**」ではあるが、簡単に申し上げれば、限界利益とは、「**売上**」から売上の増減に比例して変動する原価「**変動費**」を差し引いたものとし、

$$\text{限界利益} = \text{売上高} - \text{変動費}$$

$$\text{限界利益} = \text{固定費} + \text{利益}$$

と云う式で表されている。

変動費としては、「**原材料費**」「**仕入原価**」「**消耗品**」「**販売手数料**」等、常に変動しているものが挙げられ、

固定費としては、「**人件費・福利厚生費**」「**水道光熱費**」「**減価償却費**」「**建物の賃貸料**」等、毎月固定的に支払われているものを表している。

※残業代（休日出勤含む）、賞与については、専門家でも意見が分かれ、税法上は固定費、企業会計上は変動費という見方をされている事が多い。

難しい事は兎も角として、日本は再三再四申し上げている通り、低資源国家である事から、当業界のように、殆どの原材料を輸入に頼っている業種・業界はモロに「**変動費**」の影響を受ける事は明らかだ。今回の度重なる原材料の値上げは、企業経営の逼迫に繋がるばかりか、従業員とその家族を含めた生活にも多大な影響を及ぼす。それにもかかわらず、価格修正の度に、「**待たされ**」「**満額回答には遠く及ばず**」では、**限界利益**については、縮小し続ける事は明白で、更に、「**働き方改革**」「**最低賃金確保**」「**賃金のベースアップ**」が必須ならば、企業として成り立つかどうかについては、甚だ疑問符がついてしまうのは言うまでもない。

ここで、少し違う見方をしてみよう。各国のGDPの動向だ。様々な指標があり、

どれが正解に近いのかは定かではないが、一応、ドル換算の名目のGDPを、1980年をベンチマークに、2020年にどの程度各国が増大したかと云う事を表す指標を採用してみた。例えば、アメリカ、カナダで約7倍、イタリアが8倍、フランスが5倍、低成長と言われるドイツでも4倍近く、中国や韓国に至っては、元々の数字が低かったせいもあるかもしれないが、何倍など云う事では表せない程増加している。ちなみに、我が国日本はと云うと、2倍強と云うところだ。要は経済活動が停滞していると云う事だが、大きな要因の一つに人口減がある事は皆さんもご存じの通りである。一人当たりのGDPがOECDで38カ国中19位と云う日本が、このままの経済活動を続けていけば、どのような状況に陥るかについては、筆者如きが申し上げる必要も無いだろう。この状況を、筆者は勝手に「麻雀経済」と呼ばせて頂いている。「麻雀」自体を誹謗中傷している訳ではない。ご存じ通り、「麻雀」とは、原則4人で行うゲームであるが、そのルールは兎も角として、一人頭の持ち点は原点と称される3万点と決まっており、従ってトータルは12万点で、それ以上でもそれ以下でもない。今の日本の経済状況が「麻雀」と一致する訳ではないが、日本以外の各国の経済状況を考えると、そのようなイメージになってしまうのだ。「現場」と云う名の、いわゆる金のかかる「有形固定資産」を持つ事業者や企業に血が通わず、負担の軽いところばかりに利益が集中したらと思うとゾッとするのだ。もしも、いつか「その時」になって、自給率の低い「食料資源」「エネルギー資源」「産業資源」等々必須資源の内、国内で「自給率」向上を図る事が達成できなかった場合、それを輸入しようとしても、外貨を含め、持たざる者が何とかしようと思っても物理的に難しい事は明白だ。

さて、筆者からご提案と云う訳ではないが、「法人」も「人」も人格を持つ故、「エッセンシャルワーカー」という言葉があるのなら、「エッセンシャルコーポレーション(カンパニーも同意と考える)」という言葉も必要だと認識して頂きたい。本当に「人」にとって「必要不可欠」な仕事をしている事業者に対し、「価値と対価の整合性」「異常・過剰品質&サービスの是正」等に配慮し、改善していかなければ、それが無くなった時、お困りになるのはどなたなのかよく考えてほしいのだ。当然、「人手不足の改善」も「必要不可欠」である。勿論、「エッセンシャルコーポレーション」も法令遵守はもちろんの事、スキル等も向上させ、市場にとって価値のある企業になっていなければ、退場せざるを得ない事を肝に銘じる必要はあるが、SDGsの17のゴールを思い浮かべてほしい。「人」が住める環境とは、先ずは、「汚染のない大地、空気、水」が必須なのは言うまでもない。更に、「衣食住」を含むインフラを整える事が、「人」が安全・安心に生活していく上で、「必要不可欠」であるのなら、それを充実させる為の「エッセンシャルコーポレーション」の利益体質の構築を含む施策も、経済発展の重要な一つと考えるべきである。当然の事ながら、その為には、「良好なパートナーシップ」が実現されていなければならない。今、コロナ用検査キットが枯渇状態になり、政府の要請で製造事業者が最大限の増産体制に入ったそうだが、あるメーカーの幹部社員がテレビ出演し、『「人手不足」で交代勤務も組めず、そこまでの要求にお

応え出来るかどうか解りません。」と仰っていたのが筆者の耳から離れない。また、検査キット不足で、医療・介護従事者が現場への出勤もままならないと聞く。大規模検査会場で人がごった返し、検査が受けられないと「不平等・不公平」と語っていた人達と、実際に「必要不可欠」な現場が機能しなくなっている事と、どちらの社会的影響が大きいのか。それも、直接的な事より、検査キットと云うキーワードだけでも、どれだけ間接的影響が大きいのかをもっと考えるべきだ。ついでに、感染の波が収まってきた時に、検査キットの在庫が増大したら、果たして、マスコミやにわかコメントイーターはどのような事を言うのだろうか。「アベノマスク不良在庫110万枚、責任を取れ」とでも言うのか。ちなみに、「アベノマスク」の製造元でもある中国とベトナムにクレームをつけても、皆さんのご想像通り、2万%受けないだろう。

我々も他人ごとではない。我が「エッセンシャルコーポレーション」が生み出す「軟包装」とは、出来上がったばかりの加工食品等を瞬時に包装出来れば、「鮮度保持・物流・表示機能」等を持ち合わせた「優れもの」だ。「不要不急」と云う言葉があるのなら、「軟包装」は「必要緊急」なものでもあるし、粗末に扱う事はSDGsの精神にも反する事なのだ。

また、「曲がった胡瓜は食べられる」と云う概念を市場全体にご理解頂き、「異常・過剰品質」により、廃棄物を大量に垂れ流しているような実態を払しょくする事こそが、環境問題を語る上で、「必要不可欠」と考えるべきであろう。更に、色々なツールを駆使して「目的・目標」達成の為に実施していく上で大事な事は、「●か✕」で考えるのではなく、「正しい知識と知恵」を活用し、可能性の追求をしつつ、「安全性」「優位（有効）性」等を考慮の上、行き過ぎる事（異常・過剰品質&サービス）の無いように、PDCAの如く、**諦めずに**繰り返し実行していくのが本当に「必要な事?!」だと申し上げたい。

〇〇主義のところでもお書きしたが、昨年暮れの12月27日に「内閣官房」から発表された、「成長と分配の好循環」「コロナ後の新しい社会の開拓」についての内容が本GPJAPANに掲載されている。兎に角、先ずは読んで頂きたい。内容的には従来のもものと比して、一歩も二歩も踏み込んだものとなっている。これを活用させて頂く事こそが、本年の「必要緊急」のスタートと考えて頂きたいからだ。

本日2月2日には、東京都の感染者数が21756人と過去最高を更新したそうだ。本年もまた色々大変な時を過ごしていかなければならないが、新型コロナの影響、大国間の覇権争い等、時代背景が大きく変わりつつある。にわかには信じたくはないが、それにより失うものも有れば、得るものも必ずあるはずだ。「正しい知識と知恵」を駆使し、本年を先ずは無事に過ごしていくと共に、ポジティブに様々な事にトライして結果を出し、我々が必要とされる未来を掴みたいものである。

それでは、馬鹿の一つ覚えのいつものセリフにて甚だ恐縮ではあるが、この長駄文を締めさせて頂きたい。

「本年が皆様方にとって良い年になりますように……。」

全国グラビア協同組合連合会 定例理事会報告

壬寅の縁起を担いで、前に進もう

全国グラビア協同組合連合会は、2022年1月14日(金)午後3時～5時まで、定例理事会を開催しました。今回は、年明けからのオミクロン株の感染拡大から、完全オンライン開催となりました。出席者は、田口 薫会長(代表理事)(関東グラビア協組・理事長:大日本パッケージ株)、安永研二副理事長(同・副理事長:東包印刷株)、竹下晋司副理事長(関西グラビア協組・理事長:株ダイコー)、若狭博徳副理事長(北海道グラビア印刷協組・理事長:株北海サンコー)、石井 純副理事長(関東プラスチック印刷協組・理事長:株多漣堂)、母里圭太郎副理事長(九州グラビア協組・副理事長:株平野屋物産)、山下雅稔理事(関東グラビア協組・副理事長:株巧芸社)、吉原宗彦理事(同・副理事長、東京加工紙株)、東 勇一理事(関東プラスチック印刷協組・副理事長:株トーション)、佐伯鋼兵理事(埼玉県グラビア協組・理事長:株佐伯紙工所)、市村清一理事(同・副理事長:株ダイト)、大野寿之理事(北海道グラビア印刷協組・副理事長:極東高分子株)、浮田信也理事(東海グラビア印刷協組・副理事長:大和産業株)、奥田拓己理事(関西グラビア協組・副理事長:株北四国グラビア印刷)、賀谷真尚理事(北陸グラビア協組・理事長:賀谷ゼロファン株)、織田憲三理事(同・理事:アートボックス株)、中村政晃理事(九州グラビア協組・理事長:株三裕商会)、村田英雄専務理事、袖山高明事務局長、橋本 章監事(関東グラビア協組・理事:橋本ゼロファン印刷株)の20名でした。

冒頭、田口 薫会長は、今年が壬(みずのえ)の寅であることから、枯れた草木を押しつけて、雪が解けて希望にあふれる年が来るので、縁起を担いで、前に進んでいきたい。また、通常の新年会の理事会であれば、おめでとくに終始するが、今回は、昨年暮れから急速に事態が動き出しているため、それらについても十分議論していただきたいと語り、下記のような議事に移った。

1. グリーンプリンティング (GP) 関連



山下雅稔理事より、2021年9月15日に開催されたGP周知イベント「『印刷と私』トークショー」の様子がYouTube配信されていること(<https://www.jfpi.or.jp/green>

printing/talkshow)、また昨年10月15日に開催されたGP環境大賞受賞者らが取り組みを語る「小山薫堂 GP PR 大使との懇談会」(GPJAPAN 2021年11月号参照)の動画も編集中で、近々YouTube配信の予定であること、更には、昨年11月29日に開催された、日印産連「2021年『9月印刷の月』記念式典」の第2部において、GP環境大賞等の表彰式が執り行われ、公務多忙にもかかわらず、小池百合子東京都知事が駆け付け、来賓祝辞を述べ、その中で、「GPが潮流になってきていると思う。東京都は、環境配慮型製品の市場拡大を通じて持続可能な社会の実現を目指している。そうした中で、GP制度の更なる発展、浸透を期待している」とのコメントを紹介し、出席理事へ、GP普及に向けての協力を要請した。



吉原宗彦理事からは、GP 周知活動 WG（ワーキンググループ）以外に、大手企業に直接 GP 制度を PR する「GP 制度普及拡大 WG」、GP を取得した効果を明確にする「GP 効果明確化検討 WG」の2つが新設され、後者は、2022年1月に、GP 取得企業へのアンケート調査を実地する予定であること、GP マークのピンバッジを作製したので、営業の方に付けてもらい、GP の普及活動を行ってほしいとの報告および依頼があった。

2. じゃばにうむ2022

2022年2月16日（水）午後2時より開催が予定されている「じゃばにうむ2022—印刷産業の地方創生事業事例発表—」において、富士特殊紙業(株)の事例発表があるので、チェックしていただきたい。下記にて動画が公開される。

<https://www.jfpi.or.jp/topics/detail/id=5254>

3. グラビア印刷作業技能実習評価試験

2021年11月15日(月)、(株)ダイコー 本社工場（大阪府羽曳野市）において実施された、初級の学科および実技試験において、3名全員が合格したことの報告があった。詳細はGPJAPAN1月号参照。



また、「グラビア印刷技能実習評価委員会」の委員長を務める竹下晋司副理事長（(株)ダイコー）より、これまでは関東から監督官が遠方の試験会場に足を運んでいたが、ダイコーにて3名、監督官としての資格を取得したので、関西方面での試験実施の際には近場で対応できるようになったこと、加えて、学科および実技の集合試験会場にどうかとの提案があった、(株)共新の岬研修センター（大阪府泉南郡岬町）の施設を見学し、それについての報告がなされた。

4. 全グラ事務局体制の変更



長らく全グラおよび関東グラビア協組の専務理事を務められてきた村田英雄さんが、健康上の理由から、2022年1月14日付で、専務理事を退任し、後任に、袖山高明事務局長が就任する案が、田口 薫会長より提案され、承認された。袖山専務理事が、「2008年に事務局に入り、当初、川田善朗前会長（故人、トーホー加工(株)）にはしょっちゅう怒られ、田口会長が取りなすというパターンが続き、村野友信社長様（関東グラビア協組・顧問：信和産業(株)）にもお助けいただきました。そのような未熟な小生を14年間、ご支援、ご協力いただいた全グラ、関東グラビア協組の皆様には、深く感謝申し上げます」との、村田さんの退任の挨拶を代読。村田さん、本当にご苦労さまでした。なお、村田さんは、これでグラビア印刷業界との縁が切れるという訳ではなく、教育情報担当顧問として残られ、週3日、月水金の午後、全グラ事務所に出勤します。

5. パートナーシップによる価値創造のための転換円滑化施策パッケージについて

この件については議論が白熱し、全グラとして、これまでのように黙しているだけではなく、自らの境遇を社会に訴えていこうとの認識を共有し、2022年1月～3月にかけて、具体的なアクションを起こそうとの方針を確認した。関連する情報は、今月号の安永研二副理事長の12頁にも及ぶ巻頭言、そして関連資料21～27頁を熟読いただきたい。

6. その他

- 各単組からの報告
- 日印産連 女性活躍委員会の選出（関東圏から1名）について

組合員・単組の近況

関西グラビア協同組合

新年賀詞交歓会開催

関西グラビア協同組合は、2022年1月21日（金）午後6時から大阪市北区のANAクラウンプラザホテル大阪（万葉の間）において、新年賀詞交歓会を開催しました。多くの会員企業の皆様、日頃お世話になっている関係機関からのご来賓の方々、総勢73名にご出席いただきました。



竹下理事長

堀川 孟青年部理事の司会によって進行し、開宴に際し竹下晋司理事長が、非常に難しい判断の中で出席下さったご来賓の皆様、組合員・賛助会員の皆様に謝意を示すとともに「本日は新年の挨拶として2点お話ししたいと思います。1月14日に開催予定だった全国グラビア協同組合連合会の新年賀詞交歓会は残念ながらZOOMでの会議に切り替わりましたが、非常に内容の濃いものでした。その内容も含めお話ししたいと思います。

1つ目として、1月19日付けのある報道紙面の話

です。この日、東京での感染者数は7,196人でした。今までは感染者・死者・重症者の人数しか発表されてきませんでした。しかし、この報道紙面では年齢別の内訳が載っていました。それを見ると10代未満が700人、10代が939人、20代が2,120人、30代が1,305人、40代が1,043人、ここまで合計すると6,107人です。50代にいたっては654人、そしてもっとも重症化リスクの高い65歳以上が435人です。7,000人だ8,000人だと感染者数の発信だけを聞くと感覚的に怯えてしまう。決してコロナを軽く見るのではなく、正しい情報をしっかりと捉えて正しく恐れて欲しいと思います。皆様にも一度検索していただきたいのですが、



1卓4名に配席したテーブル



会場風景

「コロナ 死亡者 推移」と検索するとNHKのサイトが出てきます。ここでは時系列で日にち毎に詳細を確認することができます。今日も調べてきましたが、昨年8月20日の第5波のピークで感染者数25,992人、そして昨日1月20日が46,199人。しかしながら、死者は当時1日最大で216人、重症者が2,223人いましたが、今回、1月19日では死者15人、重症者は287人です。これから増えていくかもしれませんが、昨年と比べ感染者数だけで見ると倍近い人数ですが実際に重症化する人数は少ない。ですから、ただ報道や新聞紙面を見るだけでなく是非自分の目でしっかりとコロナの状況を捉えて対策を講じて欲しいと思います。

2つ目として、経済産業省が中小企業の転嫁円滑化の配慮に関する事業者団体に対する要請ということで、政府は新しい資本主義の考え方を発令しました。その中で、企業は株主だけでなく、従業員、地域、社会、取引事業者といった多様なステークホルダーの利益を考慮するという考え方を取りますと宣言されています。そして画期的なことですが、令和3年12月27日に岸田総理大臣が経団連のトップや業界団体のトップとの会合の中で、地域の雇用を支える中小企業が適切に価格転嫁を行い、適正な利益を得られるよう環境整備を行っていくと述べられました。これについては内閣府のホームページからも資料がダウンロードできると思います。週明けに会員の皆様にメールマガジ

ンで配信させていただきますのでよく読んでいただきたいと思います。政府が初めて方針を出した。今まで縦割り行政と言われていた内閣官房、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、公正取引委員会が一同に並んで価格転嫁を円滑にしていこうという流れが出ています。一番大きな特徴として公正取引委員会の権限を上げるということらしいです。これだけ政府が後押ししてくれている状況というのは今までなかったことですので、是非皆様も勇気をもって見積書を持って価格転嫁のお願いに行ってくださいと思います。

今回、公正取引委員会は特別な窓口を設けてられています。取引先から不当な扱いを受けた場合、「いつ、誰と、どこで、どういうことを言われた」ということをしっかりメモを取って公正取引委員会に実名で陳情して下さい。公正取引委員会には守秘義務がありますので決して情報が漏れることはありません。陳情がなければ公正取引委員会も動きませんので是非皆様声を挙げて欲しいと思います。それともう一つは中小企業庁が「パートナーシップ構築宣言」というのを作り出しました。これもまた読んでみて下さい。公正取引委員会はターゲットにするところをある程度選択しているようです。そして皆さんの声が後押しとなって実際に動き出すという話が先日全国グラビア協同組合連合会の会議でありました。このことを会員企業に周知して欲しいということで、今日この賀詞交歓

感染防止対策

- 1卓4名での配席
- 着座コース料理での開催
- 入口での手指消毒、検温の実施
- テーブル上に飛沫防止パネルの設置
- 参加者全員に手指消毒用ミニスプレーの配布
- マスク会食の徹底
- 乾杯の発声、グラス合わせの禁止



祝辞を述べた近畿経済産業局サービス産業室の高木岐代子室長補佐(左)と大阪府商工労働部中小企業支援室ものづくり支援課の野地千晶課長補佐

インキメーカーを代表して挨拶を行ったサカタインクス(株)グラビアパッケージ事業部の松浦敦史事業部長

乾杯の発声を務めた大日精化工業(株)の竹田 治常務執行役員

中締め挨拶と一本締めを行った堀川 昇理事

会の場をお借りしてお伝えすると同時に私の新年の挨拶とさせていただきます」と挨拶されました。

続いて、来賓者の近畿経済産業局 サービス産業室 室長補佐 高木岐代子様、大阪府商工労働部中小企業支援室 ものづくり支援課 課長補佐 野地千晶様より祝辞を賜り、賛助会員を代表して大日精化工業(株) 常務執行役員 竹田 治様による乾杯

の発声で開宴し、マスク会食を徹底した歓談の場がもたれました。最後にインキメーカー各社が登場し、代表してサカタインクス(株) グラビアパッケージ事業部 事業部長 松浦敦史様より挨拶、そして親組合・青年部の役員が登場し、代表して堀川昇理事による中締めの挨拶と一本締めで午後7時30分閉宴しました。

Information

東洋インキグループ、2月14日～25日までオンラインイベント「Value Showcase」開催

東洋インキグループは、2022年2月14日(月)午前10時～2月25日(金)午後6時まで、オンラインイベント「Value Showcase」を同社WEBサイト(https://www.toyoinkgroup.com/showcase_202202/)において開催する。URLから登録なしで閲覧が可能。

今回は、エレクトロニクス分野に焦点をあて、「5G/次世代高速通信」「ディスプレイ/オプトロニクス」の2つを主なテーマに製品の展示を行う。出展製品は次の通り。

【5G/次世代高速通信】

東洋インキグループがポリマー設計技術で開発した機能性製品は、5Gなど高速通信機器に耐熱性、高接着性などの基本性能に加え、低誘電、柔軟性、応力緩和などの高機能を付与する。これらの製品は通信機器の他、伸縮を繰り返すウェアラブル端末や自動車部材の異種接合など

幅広いエレクトロニクス機器への応用が期待できる。

- 5G/高速信向け低誘電ポリマー
- エレクトロニクス用高機能ウレタン樹脂
- 異種接合接着剤
- 次世代導電ペースト

【ディスプレイ/オプトロニクス】

色材開発で培ったナノ分散技術から生まれた光学関連製品は、ディスプレイの薄膜化やブルーライトカットなどに貢献する。これらの製品は、デジタルカメラや赤外線センサーなど多くの分野での活用が期待できる。

- 高耐性ブルーライトカット剤
- プライマー機能を持つ高透明ハードコート剤
- 低反射/遮光/近赤外線透過 ブラックインキ
- 近赤外線吸収材料
- 近赤外線透過材料

経済産業省

官 印 省 略
20211221 中第 1 号
令和 3 年 12 月 27 日

関係事業者団体代表者 殿

経済産業大臣

中小企業の転嫁円滑化への配慮に関する事業者団体に対する要請

政府は、新しい資本主義の考え方にに基づき、成長と分配の好循環の形成に取り組んでいます。新しい資本主義の考え方では、企業は、株主だけでなく、従業員、地域社会、そして取引事業者といった多様なステークホルダーの利益を考慮するとの考え方をとります。我が国企業の持続的成長を図るためには、取引先とのパートナーシップの構築を進めることで、長期的な企業価値を最大化することが可能となり、長期的に株主に還元を行うことが可能となると考えています。

このような趣旨に鑑み、取引先との取引の在り方について、会員企業に対して、下記の点について周知されるよう要請します。

- 1 直接の取引先やその先の取引先も含めた、サプライチェーン全体での付加価値の向上に取り組み、取引先との共存共栄の構築を目指していただきたいこと。
- 2 親事業者と下請事業者との取引慣行について、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に取り組んでいただきたいこと。
- 3 取引対価の決定にあたっては、下請事業者から協議の申し入れがあった場合には、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議に応じていただくこと。
- 4 下請代金は可能な限り現金で支払っていただくこと。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、支払サイトを60日以内とするよう努めていただくこと。
- 5 知的財産・ノウハウについては片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を通じたノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めないこと。
- 6 取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更は行わないこと。

なお、政府としては、中小企業に対する適正な転嫁を進める環境整備を図るため、春闘に向けた期間である毎年1月から3月を「転嫁対策に向けた集中取組期間」と定めるとともに、「中小企業との共存共栄のための転嫁円滑化施策パッケージ」を決定し、取組を開始するとともにフォローアップしていくこととしたので、併せて会員企業に対して周知をお願いします。また、現在、パートナーシップ構築宣言を宣言している企業が4303社あります。会員企業に対して、制度の周知をお願いします。

パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ

令和3年12月27日
内閣官房
(新しい資本主義実現本部事務局)
消費者庁
厚生労働省
経済産業省
国土交通省
公正取引委員会

現在、原油価格がおよそ7年ぶりの水準まで値上がりしており、最近の円安の進展も相まって、原油をはじめとするエネルギーコストや原材料価格の上昇が懸念される。

中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、生産性向上に取り組む中小企業を事業再構築補助金等により支援していくことに併せて、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できることは重要である。

政府としては、以下の新たな取組を開始し、フォローアップしていくことを通じて、転嫁対策に全力で取り組んでいく。

1. 政府横断的な転嫁対策の枠組みの創設【内閣官房】

中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するため、毎年1月から3月までを「転嫁対策に向けた集中取組期間」（以下「集中取組期間」という。）と定め、政府を挙げて、強力に取組を進めていく。

2. 価格転嫁円滑化に向けた法執行の強化

(1) 価格転嫁円滑化スキームの創設【公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁】

- 業種別の法遵守状況の点検を行う新たな仕組みを創設する。この新しい仕組みにおいては、公正取引委員会・中小企業庁が事業所管省庁と連携を図り、事業者については、①関係省庁から情報提供や要請、②下請事業者が匿名で、「買ったとき」などの違反行為を行っていると思われる親事業者に関する情報を公正取引委員会・中小企業庁に提供できるホームページの設置（「違反行為情報提供フォーム」）を通じて、広範囲に情報提供を受け付ける。このため、価格転嫁に関する関係省庁連絡会議を内閣官房に設置する。
- 今年度末までに把握した情報に基づき、来年6月までに、事例、実績、業種別状況等について公正取引委員会・中小企業庁が報告書を取りまとめ、公表する。これにより、問題点を明らかにするとともに、法違反が多く認められる業種については、公正取引委員

会・中小企業庁と事業所管省庁が連名で、事業者団体に対して、傘下企業において法遵守状況の自主点検を行うよう要請を行う。

- ・ また、公正取引委員会、中小企業庁は、これらの情報に基づき、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について、重点立入業種として、毎年3業種ずつ対象を定めて、立入調査を行う。

(2) 独占禁止法の適用の明確化【公正取引委員会】

- ・ 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請代金法」という。）の適用対象とならない取引（※）についても、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の「優越的地位の濫用」に該当するおそれがあることを公正取引委員会は明確化し、周知徹底する。

（※）資本金要件を満たさない取引（例：資本金2億円の企業と資本金1,500万円の企業の取引）や、売買などの委託以外の取引、自家使用する役務を委託する取引（「事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供」の委託）

(3) 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査及び法執行の強化【公正取引委員会・事業所管省庁】

- ・ 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関して、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について、これまでは荷主と物流事業者との取引のみ調査を行っていたが、今年度内に対象業種を追加的に選定し、来年度に緊急調査を公正取引委員会において、実施する（「買いたたき」の指導実績が多い道路貨物運送業のほか、関係省庁からの情報提供や要請、令和3年9月に実施した取組のフォローアップ調査の結果を踏まえて選定）。調査結果については、報告書を取りまとめ、公表する。また、公正取引委員会が取引価格への転嫁拒否が疑われる事案について、立入調査を行う。さらに、関係する事業者に対し、具体的な懸念事項を明示した文書を送付する。

(4) 下請代金法上の「買いたたき」に対する対応

① 下請代金法上の「買いたたき」の解釈の明確化【公正取引委員会】

- ・ 労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は、下請代金法上の「買いたたき」に該当するおそれがあることを、公正取引委員会は以下の方向で明確化する。
 - － 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置くこと。
 - － 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を文書や電子メールな

どで下請事業者に回答することなく、従来どおりの取引価格に据え置くこと。

- ・ 「買ったたき」を含む下請代金法上の解釈に関する相談対応の強化を図るため、下請代金法に関する相談を受け付ける公正取引委員会の「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」のフリーダイヤル（0120-060-110）の更なる周知徹底を行う。

②下請代金法上の「買ったたき」に対する取締り強化【公正取引委員会・中小企業庁】

- ・ 親事業者への立入調査の件数を増やすなど、取締りを強化するとともに、再発防止が不十分な事業者に対しては、取締役会決議を経た上で、改善報告書の提出を求める（※現在は法律に基づく勧告事案のみに要求）。

③下請取引の監督強化のための情報システムの構築【公正取引委員会】

- ・ 下請代金法上の違反行為を行っているおそれが強い事業者を抽出し、優先的に調査するため、書面調査の回答（30万件程度実施）に加えて、過去に実施した指導や勧告についての情報、関係省庁が提供する情報、窓口への申告情報などを一元的に管理できる情報システムを公正取引委員会に新たに構築する。

（5）下請中小企業振興法に基づく対応【中小企業庁】

- ・ 毎年1月から3月までの「集中取組期間」において、政府で設置している中小企業からの相談窓口（下請かけこみ寺、原油価格上昇に関する特別相談窓口）における価格転嫁に関する相談をもとに、下請Gメンによるヒアリングを実施し、下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）に基づく振興基準に照らし、親事業者による価格転嫁の協議への対応状況を詳細に把握し、その結果を公表する。

（6）取引適正化のための業種別ガイドラインの拡大【中小企業庁・事業所管省庁】

- ・ 食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドラインを新たに策定する。
- ・ 下請Gメンによる調査の分析結果等を各事業所管大臣に共有し、取引適正化のための業種別ガイドラインの策定業種を拡大する。

3. 労働基準監督機関における対応

（1）最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備【厚生労働省】

- ・ 最低賃金違反や賃金・残業代の不払が疑われる事業場に対して、労働基準監督機関（都道府県労働局・労働基準監督署）が監督指導を実施し、是正を図る。このため、毎年1月から3月までの「集中取組期間」において、最低賃金の遵守徹底を図り、賃金の引上げについて検討がなされるよう、賃金引上げや転嫁対策関連の施策の紹介を行う。
- ・ 賃金不払をはじめとした基本的な労働条件の履行確保を図るため、労働基準監督機関による定期監督（年間10万事業場以上に実施）において、賃金引上げの意向や労働条件の改善状況を確認するとともに、労使において賃金の引上げを行うとの取決めを行った

にもかかわらず、賃金支払が履行されず、労働基準監督機関による度重なる指導でも是正しない事業場や、定期賃金や割増賃金を適切に支払わず、同様の法違反が繰り返される事業場については、司法処分（※）を含め厳正に対応する。

（※）事業主が労働基準関係法令に違反し、これが重大または悪質な場合に、労働基準監督官が刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）に基づく司法警察員として捜査を行い、検察庁に送検すること。

（２）労働基準監督署からの通報制度の拡充【厚生労働省】

- ・ 労働基準監督機関が事業所に立入検査・監督指導（臨検監督）を実施した際に、労働基準関係法令違反が認められなくても、賃金上げの阻害要因として「買ったたき」等が疑われる事案については、労働基準監督機関から公正取引委員会や中小企業庁、国土交通省に通報する。

4. 公共調達における労務費等の上昇への対応【デジタル庁・経済産業省・厚生労働省等】

- ・ 来年度から新たに、賃上げを積極的に行う企業（※）の申請に対する加点を実施する。
（※）大企業であれば給与等受給者一人当たりの平均受給額を前年度比 3% 増、中小企業であれば給与総額 1.5% 増
- ・ 情報システムやビルメンテナンス等の公共調達において、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を反映した調達価格となるよう、公共工事における公共工事設計労務単価制度を参考に、調達の対象となる資産・サービス毎に、デジタル庁と業種を所管する省庁などが連携して、発注者として標準単価を設定し、これに基づく公共調達を行うことを検討する。特に、情報システムの公共調達においては、契約単価のデータベース化等により、再委託・再々委託先も含めた賃金の適正化等に向けて取り組む。

5. 公共工物品質確保法等に基づく対応の強化

（１）公共工物品質確保法等の趣旨の徹底【国土交通省】

- ・ 公共工事の発注者（地方整備局、都道府県、市町村、地方公社等）に対し、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、公共工物品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）の趣旨を踏まえて対応を図るよう、周知する。
- ・ 公共工事のみでなく、民間発注者に対しても、同様の適正な請負単価の設定や適正な工期の確保を求めるとともに、毎年 1 月から 3 月までの「集中取組期間」において、国土交通省が請負代金や工期などの契約締結の状況についてのモニタリング調査等を実施する。

(2) 貨物自動車運送事業法、内航海運業法に基づく対応の強化【国土交通省】

- ・トラック運送業について、燃料サーチャージの導入等を通じて燃料価格上昇分が適切に運賃に反映されるよう、荷主企業等に協力を求めるとともに、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）に基づく標準的な運賃の導入を促す。国土交通省本省、地方運輸局等に相談窓口を設置する。荷主への働きかけ、要請、勧告・公表など同法に基づく法的対応を強化する。
- ・内航海運業について、荷主企業等に燃料価格上昇分の運賃への反映について協力を求めるとともに、相談窓口を設置し、来年 4 月から施行される改正後の内航海運業法（昭和 27 年法律第 151 号）に基づき、対応が不適切な荷主への勧告・公表を実施する。

6. 景品表示法上の対応【消費者庁】

- ・ ①「期間限定価格」等と記載し、表示された期間内に限り安い価格で販売しているかのように表示しているが、実際には表示された期間後も同じ価格で販売していること、
 - ②「追加料金不要」等と記載し、オプションサービスを追加した場合であっても追加料金が発生しないかのように表示しているが、実際には追加料金が発生する場合があること、
 - ③店頭看板等において誰でも表示された安い価格で購入できるかのように表示しているが、実際には表示された価格で購入できるのは有料会員のみであること、
- など、一般消費者に対して、実際のものよりも著しく有利であると誤認される表示については、有利誤認表示として不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）上問題となることを周知徹底する。

7. 大企業とスタートアップとの取引に関する調査の実施と厳正な対処【公正取引委員会】

- ・「スタートアップとの事業連携に関する指針」（令和 3 年 3 月、公正取引委員会・経済産業省）を策定したところ。この指針にのっとり、新たに、下請代金法の適用対象とならない大企業とスタートアップとの取引について、5,000 件程度の書面調査を実施する。
- ・調査の結果、
 - － 秘密保持契約を締結しないままでの営業秘密の開示の要請
 - － 秘密保持契約に違反して、スタートアップの営業秘密を活用した競合商品・役務の販売
 - － 共同研究の成果に基づく知的財産権を大企業のみへ帰属させる契約の締結の要請をはじめとする「優越的地位の濫用」が疑われる事案については、立入調査を行うとともに、関係事業者が自主的な検証・改善に取り組めるよう、具体的な懸念事項を明示した文書を送付する。

8. パートナーシップ構築宣言の拡大・実効性強化

(1) 宣言企業の取組の見える化【中小企業庁】

- ・ 宣言企業については、全社に書面調査を実施し、宣言内容の実行状況をフォローアップする。取組の好事例については、これを周知していく。

(2) 宣言企業の申請に対する補助金における加点【経済産業省等】

- ・ 現在、事業再構築補助金、先進的省エネルギー投資促進支援事業など5つの補助金については、それらへの申請に際し、パートナーシップ構築宣言を行っている企業に対しての加点措置を実施しているが、その対象範囲を全省庁の補助金に拡大することを検討する。

(3) コーポレートガバナンスに関するガイドラインへの位置付け【経済産業省】

- ・ 実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する具体的な取組を取りまとめている「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」（平成30年9月、経済産業省）において、パートナーシップ構築宣言が望ましい取組であることを示す。

9. 関係機関の体制強化

- ・ 優越的地位の濫用に関する執行を強化するため、公正取引委員会に「優越的地位濫用未然防止対策調査室」を新たに設置するとともに、体制強化を図る。【公正取引委員会】
- ・ 下請取引の監督を強化するため、現在120名の下請GMENの体制を来年度から倍増させ、年間1万社以上の中小企業の現場の声を聴取する。【中小企業庁】
- ・ 賃金引上げなど労働条件向上に向け、労働基準監督署に労働条件向上相談窓口（仮称）を設置するとともに、体制強化を図る。【厚生労働省】

10. 今後の検討課題

(1) 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の改正【公正取引委員会】

- ・ 近年、各種のデジタル技術、デジタル関連サービス等の発達を背景に、さまざまな事業分野において寡占化が進む中、垂直的な取引の適正化について、より正面から取り組んでいくため、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成22年11月、公正取引委員会）の策定以来の運用実績や、近年の諸外国における「買ったたき」等に対する考え方も参考にし、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の改正を検討する。

公正取引委員会

労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない買ったたき違反行為情報提供フォーム開設

公正取引委員会は、昨年12月27日に「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会）が取りまとめられたのを受け、今年1月26日に、転嫁円滑化施策パッケージに関する取組として、以下の3つの取組を実施した。

1. 「違反行為情報提供フォーム」（買ったたきなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報提供フォーム）の設置

下請事業者が匿名で、買ったたきなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報を提供できる

フォームとして「違反行為情報提供フォーム」を設置した。

<https://www.jftc.go.jp/cgi-bin/formmail/formmail.cgi?d=joho>

親事業者の正式名称【必須】	<input type="text"/>		
親事業者の郵便番号【任意】	<input type="text"/> (例)100-8987		
親事業者の本社所在地【必須】	<input type="text"/>		
親事業者の業種【必須】	<table border="0"><tr><td><input type="radio"/> 農業、林業 ▼ <input type="radio"/> 漁業 ▼ <input type="radio"/> 鉱業、採石業、砂利採取業 ▼ <input type="radio"/> 建設業 ▼ <input type="radio"/> 製造業 ▼ <input type="radio"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 ▼ <input type="radio"/> 情報通信業 ▼ <input type="radio"/> 運輸業、郵便業 ▼ <input type="radio"/> 卸売業、小売業 ▼ <input type="radio"/> 金融業、保険業 ▼ <input type="text"/></td><td><input type="radio"/> 不動産業、物品賃貸業 ▼ <input type="radio"/> 学術研究、専門・技術サービス業 ▼ <input type="radio"/> 宿泊業、飲食サービス業 ▼ <input type="radio"/> 生活関連サービス業、娯楽業 ▼ <input type="radio"/> 教育、学習支援業 ▼ <input type="radio"/> 医療、福祉 ▼ <input type="radio"/> 複合サービス事業 ▼ <input type="radio"/> サービス業（他に分類されないもの） ▼ <input type="radio"/> 公務（他に分類されるものを除く） ▼ <input type="radio"/> 分類不能の産業（具体的な業種内容を入力してください。）</td></tr></table>	<input type="radio"/> 農業、林業 ▼ <input type="radio"/> 漁業 ▼ <input type="radio"/> 鉱業、採石業、砂利採取業 ▼ <input type="radio"/> 建設業 ▼ <input type="radio"/> 製造業 ▼ <input type="radio"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 ▼ <input type="radio"/> 情報通信業 ▼ <input type="radio"/> 運輸業、郵便業 ▼ <input type="radio"/> 卸売業、小売業 ▼ <input type="radio"/> 金融業、保険業 ▼ <input type="text"/>	<input type="radio"/> 不動産業、物品賃貸業 ▼ <input type="radio"/> 学術研究、専門・技術サービス業 ▼ <input type="radio"/> 宿泊業、飲食サービス業 ▼ <input type="radio"/> 生活関連サービス業、娯楽業 ▼ <input type="radio"/> 教育、学習支援業 ▼ <input type="radio"/> 医療、福祉 ▼ <input type="radio"/> 複合サービス事業 ▼ <input type="radio"/> サービス業（他に分類されないもの） ▼ <input type="radio"/> 公務（他に分類されるものを除く） ▼ <input type="radio"/> 分類不能の産業（具体的な業種内容を入力してください。）
<input type="radio"/> 農業、林業 ▼ <input type="radio"/> 漁業 ▼ <input type="radio"/> 鉱業、採石業、砂利採取業 ▼ <input type="radio"/> 建設業 ▼ <input type="radio"/> 製造業 ▼ <input type="radio"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 ▼ <input type="radio"/> 情報通信業 ▼ <input type="radio"/> 運輸業、郵便業 ▼ <input type="radio"/> 卸売業、小売業 ▼ <input type="radio"/> 金融業、保険業 ▼ <input type="text"/>	<input type="radio"/> 不動産業、物品賃貸業 ▼ <input type="radio"/> 学術研究、専門・技術サービス業 ▼ <input type="radio"/> 宿泊業、飲食サービス業 ▼ <input type="radio"/> 生活関連サービス業、娯楽業 ▼ <input type="radio"/> 教育、学習支援業 ▼ <input type="radio"/> 医療、福祉 ▼ <input type="radio"/> 複合サービス事業 ▼ <input type="radio"/> サービス業（他に分類されないもの） ▼ <input type="radio"/> 公務（他に分類されるものを除く） ▼ <input type="radio"/> 分類不能の産業（具体的な業種内容を入力してください。）		
親事業者の資本金【任意】	<input type="text"/> 万円		
親事業者による行為【必須】	<p>親事業者による行為について以下から選択してください。（複数回答可）</p> <p><input type="checkbox"/> 親事業者は、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置いた。</p> <p><input type="checkbox"/> 親事業者は、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、貴社が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなどで貴社に回答することなく、従来どおりの取引価格に据え置いた。</p> <p><input type="checkbox"/> 親事業者は、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇によって資金繰りが厳しくなったことを理由に、支払期日までに下請代金を支払わなかった。</p> <p><input type="checkbox"/> 親事業者は、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇によってコストが増加したことを理由に、下請代金を減じて支払った。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 <input type="text"/></p>		
その他の参考情報【任意】	<input type="text"/>		

公正取引委員会は「違反行為情報提供フォーム」の周知徹底を図るとともに、「違反行為情報提供フォーム」を通じて下請事業者から提供された情報を積極的に活用し、転嫁円滑化施策パッケージに基づく独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査や下請法上の定期調査における対象業種の選定、調査票の送付先の選定などを実施していく。

＜問い合わせ先＞

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課
TEL.03-3581-3373（直通）

2. 「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正

労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は、下請法上の「買いたたき」に該当するおそれがあることを明確化するため、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号）を改正した。

公正取引委員会は、下請法違反行為の未然防止の観点から、今回改正した「下請代金支払遅延等

「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」新旧対照表

○下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号）

（下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>5 買いたたき</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買いたたきに該当するおそれがある。</p> <p>ア 多量の発注をすることを前提として下請事業者に見積りをさせ、その見積価格の単価を少量の発注しかしない場合の単価として下請代金の額を定めること。</p> <p>イ 量産期間が終了し、発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価で下請代金の額を定めること。</p> <p>ウ <u>労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。</u></p> <p>エ <u>労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。</u></p> <p>オ 一律に一定比率で単価を引き下げて下請代金の額を定めること。</p> <p>カ 親事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常の対価より低い単価で下請代金の額を定めること。</p> <p>キ 短納期発注を行う場合に、下請事業者に発生する費用増を考慮せずに通常の対価より低い下請代金の額を定めること。</p> <p>ク 給付の内容に知的財産権が含まれているにもかかわらず、当該知的財産権の対価を考慮せず、一方的に通常の対価より低い下請代金の額を定めること。</p> <p>ケ 合理的な理由がないにもかかわらず特定の下請事業者を差別して取り扱い、他の下請事業者より低い下請代金の額を定めること。</p> <p>コ 同種の給付について、特定の地域又は顧客向けであることを理由に、通常の対価より低い単価で下請代金の額を定めること。</p>	<p>5 買いたたき</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買いたたきに該当するおそれがある。</p> <p>ア 多量の発注をすることを前提として下請事業者に見積りをさせ、その見積価格の単価を少量の発注しかしない場合の単価として下請代金の額を定めること。</p> <p>イ 量産期間が終了し、発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価で下請代金の額を定めること。</p> <p>ウ <u>原材料価格や労務費等のコストが大幅に上昇したため、下請事業者が単価引上げを求めたにもかかわらず、一方的に従来どおりに単価を据え置くこと。</u></p> <p>(新設)</p> <p>エ 一律に一定比率で単価を引き下げて下請代金の額を定めること。</p> <p>オ 親事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常の対価より低い単価で下請代金の額を定めること。</p> <p>カ 短納期発注を行う場合に、下請事業者に発生する費用増を考慮せずに通常の対価より低い下請代金の額を定めること。</p> <p>キ 給付の内容に知的財産権が含まれているにもかかわらず、当該知的財産権の対価を考慮せず、一方的に通常の対価より低い下請代金の額を定めること。</p> <p>ク 合理的な理由がないにもかかわらず特定の下請事業者を差別して取り扱い、他の下請事業者より低い下請代金の額を定めること。</p> <p>ケ 同種の給付について、特定の地域又は顧客向けであることを理由に、通常の対価より低い単価で下請代金の額を定めること。</p>

防止法に関する運用基準」の周知徹底を図るとともに、下請法違反行為に対しては厳正に対処する。

3. 「よくある質問コーナー（下請法）」の更新

労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇に伴い、下請法上留意すべき点を明らかにするため、公正取引委員会のウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー（下請法）」(https://www.jftc.go.jp/shitauke/sitauke_qa.html) について下記のような Q & A を追加するなどの更新を行った。

Q：最低賃金の引上げや原油価格の高騰によりコストが上昇した場合、その上昇分を取引価格に反映しないことは、問題となるのか。

A：最低賃金の引上げにより労務費等のコストが上昇した場合や、原油価格の高騰に伴いエネルギーコストが上昇した場合、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」第4の5(2)ウ及びエのような方法で下請代金の額を定めることは、買ったときに該当するおそれがある。
(参考：下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（抄）)

第4 親事業者の禁止行為

5 買ったとき

(2) 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買ったときに該当するおそれがある。

ウ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分を取引価格への反映の

必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

エ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

Q：労務費、原材料費、エネルギーコストが上昇した場合において、買ったとき以外の行為について下請法上留意すべきことはあるか。

A：例えば、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇によって親事業者自らの資金繰りが厳しくなったことを理由に、あらかじめ定められた支払期日までに下請代金を支払わないことは支払遅延に該当するほか、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇によって親事業者自らのコストが増加したことを理由に、あらかじめ定められた下請代金の額を減じて支払うことは減額に該当する。

なお、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが下落した場合において、下請事業者のコストが減少したことを理由に、あらかじめ定められた下請代金の額を減じて支払うことも減額に該当する。

Information

大日本印刷、2月25日にオンラインイベント 「Recycling Meets Design Project 2022」開催

大日本印刷(株)は、2022年2月25日(金)午後3時～5時まで、プラスチックパッケージのリサイクル促進を目的としたデザイナーとの共創プロジェクト「Recycling Meets Design Project」を開催する。プラスチック製品の基礎知識や国内外の環境課題に関する情報提供や、デザイナ

ーの視点とリサイクラー・エンジニアの知識・経験を掛け合わせて再生材の可能性を拡げるアイデアとストーリーを12組のデザイナーがプレゼンテーションする。申込は https://www.dnp.co.jp/biz/eventseminar/event/10161880_1594.html で受付中。

スウェーデンの女性活躍とサステナビリティを紹介

(株)ワンプラネット・カフェ エクベリ聡子 代表取締役社長

(一社)日本印刷産業連合会(日印産連)企業行動委員会女性活躍推進部会は、2022年1月25日(火)午後4時から、「第6回女性活躍推進セミナー」をZoomにて開催した。講師に、SDGsの第一人者で、日本、スウェーデン、ザンビアを拠点に活動する(株)ワンプラネット・カフェ代表取締役社長のエクベリ聡子氏を迎え、グローバルでの持続可能な発展に向けた事業開発支援や、SDGsの世界を体験できる現地視察ツアーなどの経験をもとに、「女性活躍推進とサステナビリティ～SDGs達成に向けた課題と可能性～」をテーマに講演が行われた。なお、同氏は滞在中のザンビア現地からのオンライン登壇となった。

バナナペーパーの売上はコロナ禍でも4倍に

サステナブル経営・事業開発・人財育成支援において数多くの実績を持つエクベリ聡子氏は、これまでに、欧州、ザンビア(アフリカ)、インドでのグローバルなパートナーシップを通じて、持続可能な発展に向けた事業開発支援や、SDGsロゴデザイナーのヤーコブ・トロールベック氏らとSDGsの169のターゲットについてのクイックガイド「ターゲット・ファインダー日本語版」を共同開発するなど、様々な活動を行ってきた。そして、現職の、自身が代表を務める(株)ワンプラネット・カフェでは、ザンビアで従来廃棄されていたバナナの茎から製造したバナナペーパー事業、サステナビリティ現場を体験して行動につなげるための視察ツアーの開催、講演・研修の3つの事業を柱に活動している。

2011年にスタートしたバナナペーパー事業は、昨年7月、日本初のクライメート・ポジティブ*

の紙としても認められており、商品名「ワンプラネット・ペーパー」として、名刺や卒業証書、包装紙などに活用が広がっている。売上についても「コロナ前と比べると約4倍になっている。これを今年、来年にはさらに倍増していきたい」と話す。既に、約30社の印刷会社や紙製品メーカーが参加するワンプラネット協議会も立ち上がっている。ザンビアにあるバナナペーパーの工場では約20人がチームメンバーとして働いており、その1拠点でSDGsすべてを取り組もうと、大小様々な取り組みを行っている。「私達が大事にしているのが、“walk the talk”(有言実行)で、その一環として私達の暮らしの中でもちゃんとサステナビリティを推進していこうと以前から様々なことに取り組んでいる」。

※事業や商品生産における工程で排出するCO₂よりも多くのCO₂を吸収・固定し、パリ協定の1.5℃目標に沿って排出量削減を続けること

SDGs 達成度、日本は世界18位

ベルテルスマン財団（ドイツ）とSDGsの推進機関であるSDSN（持続可能な開発ソリューション・ネットワーク）が公表した2021年の各国のSDGs達成状況を分析したランキングを見ると、1位がフィンランド、2位がスウェーデン、3位がデンマークと、北欧が上位を占める中、日本は18位。これについて、「日本の進捗評価で良く出来ていると評価されているのが、目標4の教育、目標9の産業、目標16の平和。対して、目標5のジェンダー平等、目標13の気候変動、目標17のグローバルパートナーシップなどが赤信号で、このままでは目標達成できないという状況。ジェンダーについてはG7の中では最下位の120位。ここが大きな課題で、中でも男女間の賃金格差が指摘されている」とエクベリ聡子氏。

男女同一の責任と機会を政府が提供するスウェーデン

スウェーデンのジェンダー平等庁（Swedish Gender Equality Agency）は、男女が社会と自身の生活を形成するための同等の権力を持つようにするという、ジェンダー平等政策の基本方針で、「生涯を通じて経済的自立を実現する」「有償労働における同等の機会と条件」「家事について男女は同一の責任と機会を持つ」という男女片寄りなく同等の責任と機会を政府が提供する3つの柱を掲げる。

エクベリ聡子氏は、それを象徴するのが育児休暇だという。1974年に世界で初めて両親の双方が取得できる育児休暇を始めたスウェーデンでは、休暇は480日取得可能で、取得方法は月や週単位、日割り、時間単位とフレキシブルに対応できる。「このうち90日間は必ず両親それぞれが取得しなくてはならない。ここでよく見られるのが『お父さんの日』というもの。お父さんが90日間育児休

暇を取ったあとは仕事に戻るが、週1回育児休暇を何年か続ける。こうした男女平等の取り組みがきちんと機能しているかは、職場や学校を回って監督する平等オンブズマン制度が評価する」。

町のあちこちにジェンダーを意識するヒントが

スウェーデンの街中でも様々な取り組みが見られるとし、4～5年前から出始めたという女性のピクトグラムがデザインされた道路標識や、最近よく見るようになったという、男性と女性のピクトグラムが半々に並んだようなトイレのマーク、ジェンダーレスが売りのビューティーブランドを紹介。

「標識は視察ツアーでも紹介したことがあるが、そこで出た『これが何か役に立つのか』という質問に対しては、市からの回答は『じゃあ、やってみた方がいいですよ』というものだった。とにかくやってみることがスウェーデンでは大事とされている。こうした取り組みが『これ何？』『こういうことだけやって意味があるの？』といった会話を生み出し、日常会話の中で考えるきっかけ、話題を社会に提示していくことが大事だと学んだ。トイレのマークは、“We don't care”ということで、トイレは個室でプライベートは守られたまま、ジェンダーフリーにしていこうという動きが加速している」

新しいビジネスを立ち上げる女性たち

昨年、スウェーデン初の女性首相が誕生した。「国内では遅すぎると批判があったくらいだが、そこで立ち上がった政権は、大臣の過半数が女性。学校教育相に就任したのはトランスジェンダーの方。校長先生、弁護士など様々な経験を経て就任した」。

民間でもIKEAやH&Mなど大手企業のトップに女性が就任している。また、自らビジネスを立

ち上げる女性も目立っているという。その1つがレスキュード・フルーツという、スウェーデンで人気の会社で、食品ロスを解決するために傷が付いたり、少し傷んだ果物をスーパーから買い取り、ジュースを作って販売している。「簡単なビジネスモデルだが、『毎回味が違いますよ』というのが売りの面白い会社。主流にはならないかもしれないが、メーカーとして毎回違う味が売りになるということは新しい時代のシグナルになるのではないか」とも。

そして、日本をはじめ世界中に販路を広げている、見えないヘルメット「HOVDING（ホープディング）」を開発したのは当時大学生だった女性。首に巻いて、衝撃を感知するとエアバッグのように膨らんで頭部を覆うというもの。視察ツアーでも紹介したところ、「参加していたある自動車メーカーの方が、『社内で同じような構想が進んでいたが、女子大生に先を越された』という話をされていた」という。

Nudie Jeansは、長くアパレル業界にいた女性が立ち上げたジーンズメーカー。フェアトレードやオーガニック素材の使用の他、ここでジーンズを買い取ると永久的に無料修理をしてくれるユニークなサービスがある。「2020年は4万5900本のジ

ーンズを修理。ここのジーンズの価格は約1万～2万円で、これを換算すると4億～8億円ほどの売上になるものを無料で修理している。こうしたサステナビリティを徹底することでファンを拡大して、日本やアメリカ、ドイツなど約30カ国に展開、売上も伸びている。また、ユーズドのジーンズを買い取って、リユース商品として販売もしているため、お店に来るお客様は買うだけでなく、自分が購入したジーンズを修理してもらったり、買い取ってもらうことができる。お店の新しいあり方をこの会社が提唱したと言われている。

アウトサイド・インの視点で変化を捉える

現在起こっている変化への対応として、よく見られるのが、今取り組んでいることに対して、ちょっとした改善を行っていきこうというもの。「ちょっとした改善ですごくよくなるものもあるが、大きな変化の中で見るべきは、本当にイノベーションを起こしていかないといけないところが何か、というところ。そういう中でぜひ、社会の、世界の課題、ニーズが何かを理解した上で、事業の中で何ができるかを探っていくアウトサイド・インの視点ができるSDGsに目を向けて、取り組みをイノベティブに進めていただければ」とまとめた。

Information

JAPAN PACK 2022、2月15日から東京ビッグサイトで開催、オンライン展もオープン中

（一社）日本包装機械工業会は、2022年2月15日（火）～18日（金）まで、東京ビッグサイト西展示棟（1～4ホール）・南展示棟（1～2ホール）・会議棟において、JAPAN PACK 2022 [日本包装産業展] を開催する。

今回の展示会のテーマは、「ともにつくる 未来の包程式」。会期中に開催される各種講演会やセミナーのプログラム、展示会入場の事前登

録はJAPAN PACK 公式ウェブサイト <https://www.japanpack.jp/> にて公開、受付中。

また、2月25日（金）まで公式ウェブサイト内でオンライン展示会も同時にオープンし、リアル展示会との“ハイブリッド展示会”として開催する。オンライン商談機能などにより、事前の情報収集・製品紹介から商談までを一貫して行うことができる。